

松下幸之助記念財団 研究助成
研究報告

【氏名】岡田 真弓

【所属】(助成決定時)慶應義塾大学文学研究科

【研究題目】イスラエル建国初期における考古遺産マネジメント政策の再検討

【研究の目的】

1948年にユダヤ民族国家として誕生したイスラエルでは、歴史的・文化的多様性を持つ当地域の考古遺跡の発掘調査が急増し、同時にそれらの利活用に関する政策が開始された。1955年に、歴史遺産の保護と観光資源としての開発を担当する首相室付き景観改善及び史跡開発局が設立され、遺跡保全・整備などが行われた。そして1964年、現在の文化遺産マネジメントの基盤となる国立公園・自然保護区制度が成立した。

本研究の目的は、1948年から現在のイスラエルの考古遺産マネジメントの基盤である国立公園・自然保護区制度が成立する1964年までの間、考古遺産マネジメントに関する政策が、どのような様相であったかを解明し、再検討を行うことである。研究方法としては、(1)「考古遺跡」から「考古遺産」へと資源化する際の傾向を抽出すること、(2)1963年に文化遺産に関する法律(国立公園局・自然保護局法)ができる以前の制度についての整理すること、である。

【研究の内容・方法】

【1】資源化における傾向と特徴に関する考察

これまでの調査で1955年から1964年までに整備された遺跡は、カエサレア遺跡、ベト・シェアリム遺跡、アシュケロン遺跡、ベト・シャン遺跡、アブダット遺跡、その他、33ヶ所であることが明らかになっている。分析は、この33遺跡を対象として行う。

「考古遺跡」から「考古遺産」へと資源化する際の傾向を抽出するため、〔層位〕〔遺構〕の2点を比較項目とする。〔層位〕〔遺構〕に関しては、発掘調査で検出されたものと、その後考古遺産として展示・解説されているものを明示していく。

以上2項目についての分析を各遺跡に行うことで、「考古遺跡」から「考古遺産」への資源化の中で淘汰・付与された歴史解釈を明瞭化するとともに、これまで漠然と語られてきた同国の考古遺産マネジメントの創成期における傾向を明らかにする。

【2】法制度に関する考察

1963年に国立公園局・自然保護局法という文化遺産に関する法律の制定以前は、英国委任統治政府(1917年～1948年)が定めた古物管理法を適用していた。そこで、古物管理法における「遺産」の定義とその後のイスラエル独自の文化遺産管理法とのそれを比較し、法律から見たイスラエルの考古遺産政策の変遷を読み取る。

【結論・考察】

【1】史跡開発局がマネジメントを手掛けていた33ヶ所の遺跡は、多言語・多文化・異教時代であるヘレニズム・ローマ時代の遺跡・史跡が最も多く、最初に「国立公園」として整備されたものも同時期に属し、大規模建造物或いは大規模都市遺構を伴う遺跡である。

考古学・歴史学分野から指摘いたイスラエル王国時代の遺跡も世俗的なユダヤ民族の壮烈さを示すとされていた遺跡も少数しか認められず、主要なテーマだったとは言えない。

また、1964 年以前は、中央政府(史跡開発局)も所謂ユダヤ教的聖地や史跡へのマネジメントを行っていたが、国立公園・史是保護区制度が確立した時点で、宗教的な「聖地」と世俗的な「遺産」が区別されるようになった。

【2】1948 年の建国後、独自の文化財に関する法律を整備する余裕はなかった。そのため、1978 年にイスラエル政府によってイスラエル古物法 (Israel Antiquities Law 1978) が制定されるまで、イギリス委任統治時代の古物条例 (Antiquities Ordinance 1920) が適用されていた。1920 年の古物条例においては、文化財とは紀元後 1700 年以前の建造物や人間活動による生産物と定義されており、1978 年のイスラエル古物法にも、この定義は踏襲されている。つまり、イギリス委任統治時代から現在に至るまで、「紀元後 1700 年以前のモノ」という文化財の定義は、一貫して同じであると言える。しかし、首相室付き景観改善及び史跡開発局も、1963 年に誕生した国立公園局においても、特に文化財の定義を基準にして活動をしてはおらず、「考古学的・歴史的・建築学的(中略)に重要な地域を保護する」ことをモットーとしていたようである。つまり、1955 年から続けられてきたイスラエル政府による文化遺産マネジメントは、古物法による定義の範疇外の文化遺産の保護に寄与していたと考えることができる。